



長財第104号
令和元年8月5日

長浜市議会議長 松本 長治 様

長浜市長 藤井 勇治



文書質問答弁書

長浜市議会基本条例第9条第3号の規定に基づく議員の文書質問については、次のとおり答弁いたします。

記

1 件 名 市民が求めている「市長の疑惑問題に対し終止符を打つ」がための対応について

2 質問事項

長浜市政を掌っている職員の代表として、次の2点について関係部長からの答弁をお願いします。

- (1) この疑惑問題に対して、早期に終止符を打ちたいとの思いは、全市民、全職員共通の願いだと思います。職員と市長との信頼関係を維持する意味からも、先ずは真実の解明が必要であり、事実確認を行う必要があると思います。そこで、これまでにこうした調査をした経緯があるのか、また行っていないのであれば行う必要があると考えますが、お尋ねします。
- (2) 「長浜市」として市の名誉回復と市民皆さんへの説明責任を果たすため、事実確認の結果に基づき、関係者（週刊誌関係会社等）に対して何らかの法的措置をとる必要があると考えますが、お尋ねします。なお、市が当事者となって訴えを提起する場合の議会議決の件は答弁の中で触れなくて結構です。

3 答弁内容

議会における答弁は、個々の職員の意見を答弁することは適切でなく、あくまで組織として対応するものと考えます。その前提で下記のとおりお答えします。

- (1) 議会での市長答弁、監査報告（平成30年3月26日長監第86号）、さらには判決（大津地方裁判所平成30年（ワ）第296号）を踏まえ、これまで調査は行っておらず、今後行う予定はありません。
- (2) 議会での市長答弁、監査報告（平成30年3月26日長監第86号）、さらには判決（大津地方裁判所平成30年（ワ）第296号）を踏まえ、市としての法的措置は必要ないと考えます。